

中泊町農業委員会会議録

令和6年12月11日

中泊町農業委員会

令和6年中泊町農業委員会12月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月11日（水） 13時30分～

2. 開催場所 委員会室1

3. 出席委員（14人）

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹		
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員（ 人）

委 員	12番	工藤 正太		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第28号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第29号 農地移動あっせん委員会の結果について

【議案】

議案第28号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第29号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第30号 中泊町農業振興整備計画の変更(案)について

議案第31号 目標地図の審議について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古川 幹人

次 長

古 川 優

係 長 打 越 賢 一

主 幹

谷 伊久弥

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和6年中泊町農業委員会12月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は15名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長
(会長)

【会長挨拶】

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、7番三上委員、8番小野委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長、打越係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第27号

事務局
(打越)

3ページをお開きください。

報告第27号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和6年12月11日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、14件ございました。
内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第27号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第28号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第28号

事務局
(次長)

34ページをお開きください。

報告第28号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和6年12月11日提出 中泊町農業委員会会長。

11月の相続等の届出は6件ございました。詳しい内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第28号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第29号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第29号

事務局
(打越)

36ページをお開きください。

報告第29号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和6年11月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和6年12月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。11月分の農地移動あっせん申し出は4件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第29号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第28号

議長
(会長)

議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

39ページをお開きください。議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和6年12月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(会長)

それでは、議案第28号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

青山委員

議席3番、青山です。それでは報告いたします。去る12月2日、私と佐々木委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が8件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
(次長)

次のページをご覧ください。

受付番号32番は、田茂木字若宮の田8筆、面積は13,854㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

41ページをお開きください。

受付番号33番は、高根字小金石の田1筆、面積は4,038㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号34番は、豊岡字片岡の畑2筆、面積は372㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号35番は、今泉字神山の田1筆、面積は1,871㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

42ページをご覧ください。

受付番号36番は、大沢内字ニタ見の田1筆、面積は919㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号37番は、小泊字砂山の畑1筆、面積は1,126㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号38番は、豊岡字三笠の田3筆、面積は3,444㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

43ページをお開きください。

受付番号39番は、今泉字神山の田1筆、面積は249㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号32番から受付番号39番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第28号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第29号

議長
(会長)

次に議案第29号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(打越)

47ページをお開きください。

議案第29号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和6年12月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。令和6年12月4日付け中農政第215号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(打越)

(所有件移転)

50ページ、51ページをご覧ください。所有件移転についての申請内容は4件で、内訳は公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が2件、買入が2件となっています。

50ページをご覧ください。

受付番号26番は、あおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、豊岡字三笠地内6筆の田、面積は21,832㎡です。売買価格は764万1千円です。対価の支払い期限は12月26日を予定しております。

受付番号27番もあおもり農業支援センターの売渡です。関係農地は、田茂木字若宮地内1筆の田、面積は982㎡です。売買価格は29万4千円です。対価の支払い期限は12月26日を予定しております。

51ページをお開きください。

受付番号28番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、高根字小金石地内2筆の田、面積は5,680㎡です。売買価格は170万4千円です。対価の支払い期限は12月27日を予定しております。

受付番号29番もあおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮地内1筆の田、面積は4,874㎡です。売買価格は121万9千円です。対価の支払い期限は12月27日を予定しております。

所有件移転については以上です。

事務局
(打越)

(利用権設定)

61ページから78ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号73から104番の32件です。内訳は再設定が11件、新規が21件となっております。

受付番号73から83番は再設定となりますので詳しくは資料をご覧ください。

66ページをお開きください。

受付番号84番は、新規の設定で大沢内地内3筆の田、1筆の畑、全4筆、面積は15,350㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

67ページをお開きください。

受付番号85番も新規の設定で宮川地内3筆の田、面積は7,498㎡の賃貸借です。期間は3年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり15,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号86番も新規の設定で宮川地内2筆の田、面積は10,533㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

67ページから68ページをご覧ください。

受付番号87番も新規の設定で八幡地内6筆、田茂木地内4筆、全10筆の田、面積は34,324㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり35,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号88番も新規の設定で宮川地内4筆の田、面積は13,246㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり35,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

69ページから70ページをご覧ください。

受付番号89番も新規の設定で田茂木地内10筆、薄市地内3筆、全13筆の田、面積は31,572㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号90番も新規の設定で高根地内5筆の田、面積は20,251㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は10aあたり米2俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

71ページをお開きください。

受付番号91番も新規の設定で小泊地内1筆の田、面積は3,520㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は無し。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号92番も新規の設定で小泊地内3筆の田、面積は3,999㎡の賃貸借です。期間は10年で水利費、工事費は無し。賃借料は10aあたり米1俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

71ページから72ページをご覧ください。

受付番号93番も新規の設定で豊島地内6筆の田、面積は16,401㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり米2.5俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 94 番も新規の設定で豊島地内 1 筆の田、面積は 3,000㎡の賃貸借です。期間は 10 年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は総額 100,000 円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 95 番も新規の設定で田茂木地内 4 筆の田、面積は 11,694㎡の賃貸借です。期間は 10 年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は 10 a あたり米 1 俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

73 ページをお開きください。

受付番号 96 番も新規の設定で大沢内地内 11 筆、富野地内 1 筆、全 12 筆の田、面積は 26,484㎡の賃貸借です。期間は 10 年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は 10 a あたり米 1.5 俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

74 ページから 75 ページをご覧ください。

受付番号 97 番も新規の設定で豊岡地内 15 筆の田、面積は 35,027.39㎡の賃貸借です。期間 5 年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は 10 a あたり 40,000 円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 98 番も新規の設定で中里地内 1 筆の田、面積は 4,847㎡の賃貸借です。期間は 10 年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は全部で米 5 俵の物納。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 99 番も新規の設定で薄市地内 2 筆の田、面積は 9,496㎡の賃貸借です。期間は 10 年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は 10 a あたり米 1 俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

76 ページをご覧ください。

受付番号 100 番も新規の設定で薄市地内 1 筆の田、面積は 2,477㎡の賃貸借です。期間は 10 年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は 10 a あたり米 1 俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号 101 番も新規の設定で中里地内 1 筆、尾別地内 2 筆、全 3 筆の田、面積は 9,951㎡の賃貸借です。期間は 10 年で水利費、工事費は借主負担。賃借料は 10 a あたり米 1 俵の価格。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

76 ページから 77 ページをご覧ください。

受付番号 102 番も新規の設定で八幡地内 8 筆、田茂木地内 1 筆、福浦地内 2 筆、全 11 筆の田、面積は 29,371㎡の賃貸借です。期間は 5 年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は 10 a あたり 40,000 円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

77ページから78ページをご覧ください。

受付番号103番も新規の設定で田茂木地内2筆、福浦地内3筆、全5筆の田、面積は16,888㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり40,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号104番も新規の設定で田茂木地内5筆の田、面積は7,881㎡の賃貸借です。期間は5年で水利費、工事費は地主負担。賃借料は10aあたり30,000円。賃借人の機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第29号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第30号

議長
(会長)

次に議案第30号「中泊農業振興地域計画の変更案について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(次長)

81ページをお開きください。
議案第30号「中泊農業振興地域計画の変更案について」このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第3条の2第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり照会があったので意見を求める。令和6年12月1日提出
中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。

令和6年11月21日付け中農政第494号で、中泊町長から当農業委員会会長あてに農業振興地域整備計画の変更(案)について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

83ページから95ページをご覧ください。

整理番号1号は農振農用地区からの除外であります。申出によりますと農振農用地区域内にある中泊町大字薄市字玉清水地内の田6筆、面積が6,779平方メートルを建設事業資材置場の建設のため、農振農用地区域から除外したいという内容になっています。事業計画者は(有)有限会社福士建設 代表取締役 福士勝也です。

申請地は中泊町役場から北側に約6,200メートルの位置にあり、北側が町道、東側が国道、西側が水田、南側が宅地で周辺は第1種農地であり、農地区分は第1種農地 第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)に該当するものと思われます。事業の拡大により、既存の資材置場ではすでに手狭となっており工事用車両の交通による近隣住民の安心安全性、資材の飛散による近隣民家への被害を懸念し、事業計画者が当該申請地以外に近隣周辺に適地がないことを考慮すれば、農用地区域から除外もやむを得ないのではないかと考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第30号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第31号

次に議案第31号「目標地図の審議について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

96ページをご覧ください。

議案第31号「目標地図の審議について」地域計画の目標地図について承認を求める。令和6年12月11日提出 中泊町農業委員会会長。

97ページから100ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第19条の規定では、地域計画を定めることとされております。同法第20条では市町村が農業委員会に対し目標地図の素案を提出するよう求めることができますと定めております。目標地図は農地における10年後に目指すべき農地利用の姿で農地1筆ごとに誰が担うが明確にしたものです。目標地図の素案は、中泊町を中里地区、武田地区、内潟地区、小泊地域4地区に設定し、昨年度実施したアンケート結果を基に、今後の経営意向についてを色分けを作成しました。11月上旬に、素案を農政課に提出し、農政課が同月上旬に地域座談会を開催し、目標地図素案については出席された町民の皆さんからは異論もなく承認を得ております。

地域計画の策定行程の中で目標地図(案)を農業委員会の総会に諮ることとなっており、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の5「地域計画の作成・変更時の意見聴取」では、市町村は地域計画を定め、又は変更するときは軽微な変更を除き、あらかじめ農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合その他の関係者の意見を聞くこととします。また、市町村は地域計画の案の広告の前に説明会を実施し、できる限り関係者の理解を得られるように配慮してください。この際農業委員会が作成した素案どおり目標地図が作成されている場合には、農業委員会の事務は形式的な確認であることから、農業委員会の事務局長等による専決処理とすることができるとなっているため、本目標地図に対し承認を得るものです。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第31号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議 長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明してください。

事 務 局
(打越)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

議長
(会長)

- 1) 業務予定
- 2) その他
(資料に基づいて、内容説明)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これもちまして、令和6年中泊町農業委員会12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年12月11日

農業委員会
会長 (松坂 龍美)
松坂 龍美 (三上 孝)

署名委員 三上 孝 (小野 美恵子)

署名委員 小野 美恵子